

議の会 だより

開かれた町民みんなの議会をめざします

編集：上士幌町議会 議会だより編集特別委員会

第153号 平成23年12月 臨時号

上士幌町議会ホームページ
http://www.kamishihoro.jp/gikai/
議会ライブ中継・録画中継配信



上士幌町原発いらぬまちづくり条例の経過について

先月号でお伝えしたとおり、かみしほろ5000本のひまわりの会より直接請求のあった「上士幌町原発いらぬまちづくり条例」の条例制定案については、第8回臨時会にて上程され、審議されました。その結果、同臨時会では継続審査となり、直接請求の条例制定審査特別委員会を設置、特別委員会に付託となり計4回の特別委員会を開催し、慎重審議されました。

この特別委員会にて審議された内容については、12月6日開催の第9回定例会にて報告がありましたので、抜粋して掲載いたします。

付託事件審査報告書

1. 審査項目
議案第54号上士幌町原発いらぬまちづくり条例の制定に関すること(平成23年11月4日付託)

2. 調査年月日
平成23年11月4日、11月11日、11月18日、11月25日(計4回)

3. 審査場所
上士幌町議会議場

4. 審査結果
(起立採決で条例制定に反対者8名、賛成者1名)
直接請求による条例の制定については、平成23年11月4日召集の第8回臨時議会にて上程され、直接請求の条例制定審査特別委員会が設置されました。計4回の特別委員会を開催し、法に基づく意見陳述や参考人質疑、町から付された意見書に対する質疑など、町民835名の署名を受け、審査を行ってまいりました。

参考人の皆さんや理事者、各課説明員のご協力と、委員各位の積極的な意見や質疑を頂き感謝するところであります。特別委員会としての審議結果は、11月25日に行われた第4回直接請求の条例制定審査特別委員会において、委員の起立採決により反対者多数により「否決すべきもの」と決定致しました。

5. 意見陳述
(地方自治法第74条第4項及び施行令第98条の2)
▼意見陳述人 安藤御史氏・秋田裕夢氏・木村美香氏の3名
▼日時及び場所 平成23年11月11日 午後1時30分から30分間議場において

▼実施経過 意見陳述の内容は、直接請求者の秋田代表との協議により決定。請求代表者全員(3名)の意見陳述を、要望により1人10分、3名30分で実施。

財政課長 杉本主査、杉原主査
▼日時場所 平成23年11月18日 午前10時から議場において
▼町長意見質疑 条例に付された内容と理事者の考え、条例の有効性等の質疑がされた。

6. 参考人質疑
▼秋田裕夢氏・木村美香氏の2名
▼日時場所 平成23年11月11日 午後2時から、議場
▼参考人質疑 委員から条例制定の理由や経過について質疑が行われた。

8. 審査結果
▼意見陳述の概要
①安藤御史さんの意見陳述
過去の歴史から国を大きく変えるのは、最初は地方からの発信だった事を教えてくれる。国策だから地方からの発信や妥当性が無いというなら、工作に従った福島の人々の妥当性とは何であったのだろうか。妥当な事をして取り返しのつかない犠牲を、払わざるを得ないことになった。このような事を二度と起こさない事である。

7. 条例の制定に対する町長の意見に対する質疑
▼説明員 竹中町長、千葉副町長、高嶋総務課長、野中企画

また、被災された方々に対して苦悩の共感、同情だけでは何も変らないことも強調しておきたい。
次世代の子供達が最初に健康障害を起こす事が原発事故を防ぐもつとも有効な事は原



▲左から安藤御史氏、秋田裕夢氏、木村美香氏



▲第1回特別委員会の様子(平成23年11月4日撮影)

上士幌町原発いらぬまちづくり条例(案)

かみしほろ5000本のひまわりの会より直接請求のあった条例内容(抜粋)

上士幌町の豊かな大地は、ここで暮らす住民全てにとって、なにものにも代え難い貴重な財産であり、これからもここで暮らし続ける子供たちに守り残していくべきものです。

町の大地と、それを担う次世代の子供たちに禍根を残さぬよう、できる限り速やかに原発の停炉、そして廃炉を目指すために「原発いらぬまちづくり」を進めていくことで、未来にわたって安心安全に暮らせる地域社会の実現を目指し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的) 第1条 この条例は、町の大地と、それを担う次世代の子供たちに禍根を残さぬよう「原発いらぬまちづくり」を進めていくことで、未来にわたって安心安全に暮らせる地域社会の実現を目指すことを目的とする。

(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 町民 町内に居住し、または通勤し、もしくは通学する者をいう。
- (2) 事業者 町内で事業活動を行う全ての者をいう。
- (3) 原発 電気事業法、原子力基本法核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に拠り、日本国内に設置されている商用原子力発電所をいう。

(基本理念) 第3条 「原発いらぬまちづくり」を推進するために以下の各号に関して取組んでいくものとする。そのために町、町民、及び事業者が互いに理解、協力、連携して進めていくことが望ましい。

- (1) 「原発いらぬまちづくり」の第一歩として、少しでも原発への依存度を減らしていくため、町と住民の節電意識を高め、実践していく。
- (2) 原発によるエネルギーからの脱却を推進するために、再生可能エネルギー(太陽光、風力、バイオマス燃料など)の導入を奨励、補助していく。
- (3) 現在稼働中の泊原発及び全国の原発の早期停炉、何年後を目標とする完全廃炉のために、速やかな再生エネルギーへの転換を国、北海道及び関係機関に要望していく。
- (4) 「原発いらぬまち」として、商用、研究用を問わず放射性物質を扱ういかなる施設の誘致及び参画を行わない。

(町の責務) 第4条 町は、この条例の目的を達成するため、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という)に基づき、施策を実施するよう努力する。

(町民の責務) 第5条 町民及び事業者は、この条例の「基本理念」に基づき町が実施する施策に協力し、未来にわたって安心安全に暮らせる地域社会の実現に向けて努力する。

(計画の策定等) 第6条 町は、この条例に基づく施策を実施するために計画を策定する。その際町民及び事業者も参画できるよう、町民及び事業者との意見を交換する場を設けるものとする。

(情報の公開) 第7条 町は、原発廃炉までの間、町民の安心と安全を守るために国、北海道及び関係機関から情報の提供を受け、町民に公開するものとする。

第2章 補則

(委任) 第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

上士幌町原発いらぬまちづくり条例の経過について

発をやめること。二度と同じ過ちを繰り返さないために。

②木村美香さんの意見陳述

福島第1原発事故を受けて多くの事を考え、実効性のある働きかけを模索するうちに、脱原発条例の住民直接請求の署名活動をする事になった。

原子力発電は最終処分が未解決でありシステムとして不完全、日本では54基の原発が40年も稼働しているが最終処分の目途はたっていない。今後も稼働し続ければ危険な放射性廃棄物が日々増え、強い危機感を持っている。

食料もエネルギーも地域で自給できればすばらしい。四国の榑原町や東北の葛巻町等のように、自然エネルギーを町を挙げて取り組む自治体が増えてきている。

実績のある電源開発と自治体でエネルギー自給を取り組

んで頂けたらと思っている。災害に強く雇用も増えるかもしれない。

脱原発をうたった条例というのは、全国で初めてのこと

だそうだが、今、「脱原発を指しすこやかな命と、安全な生活を第一」に宣言していたことは、もしかしたら上士幌町の名前が広く後世に残るかもしれない。この条例は脱原発とあるが、すこやかなのちの町の条例である。

人が輝く北の元気まちは人も自然も健康でなくてはならない。上士幌から全国や世界に発信してほしい。

③秋田裕夢さんの意見陳述

町長の意見書にある平成16年制定の「上士幌基本条例」を精読した。施策の基本方針である第7条においては、地球温暖化、地球環境の保全、環境への負荷の少ない循環型社会を構築するために、国の方針



▲平成23年11月11日開催 第2回特別委員会参考人質疑の様子

が明確に示されない中で、町の条例で取り組んでいることを高らかに宣言しているのであり、大変に素晴らしい条例であると考える。今回の私達の提案した条例案と重複する部分があるのは確かである。

本条例の制定は環境条例と同様に十分に妥当性があり、町民の命とこの素晴らしい住環境にも最悪の被害をもたらす可能性のある原発事故を、二度と起こさないためにも有意義なものである。

事故後、上士幌町議会や多くの自治体が署名や意見書と

いった手段で国に意思表示をしてきたが、意見書や署名は実効性が伴わない。最終的には、国や国会議員の良識や価値観に委ねるしかない。

未来に向けて、負の遺産である原発に頼ることを町民の意思で止め、上士幌町の全てのもの、すくなくとも良い形で次世代にバトンタッチして行くために、国の方針を待つのではなく、確固たる信念に基づいた意思表示を条例という形で表明することで、この条例の制定を願う。

■反対討論の概要

(11月25日の特別委員会にて5名の委員から反対討論がされました。)

▼今回の原子力発電の問題は、国の責任で安心・安全、快適で文化的な生活を営む権利は、憲法や法律保障される内容で町の条例には馴染まない。

▼地球環境を守りながら、安全で安心な電力エネルギーの確保は、国家的・国民的な問題、今回の事故により環境に負荷をかけない、再生可能エネルギーへの転換を国が早急に取り組むことが課題。

▼町が奨励している太陽光発電やバイオマス事業等は、町や国の助成制度が無ければ、設置費や今後の更新・維持費に多くの問題がある。

▼節電対策は進んでいるが、現時点での電気需要において安全で安定的な供給、低コストのエネルギー政策は、自治体の協力と現状の課題を整理した国の中長期的な対応が必要。

▼平成16年度に制定された「上士幌町環境基本条例」は、上士幌町の環境の保全、資源の有効活用、循環エネルギーの推進、省エネ対策等、検討に検討を重ね制定され、今回の



条例の内容は、既存の条例と重複している。新たに条例を制定する必要はない。

▼新たな原子力施設の誘致は、町の基本条例や去る9月27日の議会の意見書の議決から、建設はあり得ないし、町民の思いは意見書の内容と同じである。

▼上士幌町の条例は、町民の意見を聞く中で、総合的に望みの観点で制定され町民の負担や心情に配慮し制定されてきている。

▼現在、町や議会は町民の意見を聞く中で、総合計画や財政計画・実施計画を検討している。この中で、安全で環境に配慮し、省エネ対策の推進を、実行可能な対策や事業を組み入れていくべきである。

計4回の特別委員会にて慎重審議され 12月6日の定例会にて本条例案は否決されました

ましくないとこの解説があり、今回の条例はこの観点から疑問である。

▼自治法の条例の制定は、法令に違反しない、国全体にわたって画一的な制度が望ましい。行政効果が不明な条例制定は好ましくないとこの解説があり、今回の条例はこの観点から疑問である。



■賛成討論の概要

(1名の委員から賛成討論がされました。)

▼今、TPPなど、いろんな生活不安があっても、原発は私達の生活を脅かす一番の問題と考える。今の生活、そして図り知れない将来を壊すもの。

▼実効性について、条例案の基本理念4点は、十分実行可能と判断する。

▼今回の条例制定にあたり、835人の署名があり、意思を反映すべきと考える。自らの町を自ら考え、築いていく町づくりが大変重要であると考える。

第9回定例会 12月6日(関係分)

条例

■上士幌町原発いらぬまちづくり条例の制定について継続審査となっていた「かみしほろ5000本のひまわり」の会より直接請求のあった条例制定案について、反対多数の採決が行われ、本条例案については否決されました。

議会だより編集特別委員会			
議長	委員	副委員長	委員
杉山 幸昭	山本 和子	角田 久和	山本 弘一
中村 保嗣			

平成23年11月～12月 直接請求の条例制定審査特別委員会関係分

11月

- 4日◆第8回議会臨時会にて条例案が上程。特別委員会に付託となる。◆第1回直接請求の条例制定審査特別委員会を開催。審議方法等が決定。
- 11日◆第2回直接請求の条例制定審査特別委員会を開催。5000本のひまわりの会の代表者に参考人質疑、意見陳述が行われる。

- 18日◆第3回直接請求の条例制定審査特別委員会を開催。町長に対する質疑を行う。
- 25日◆第4回直接請求の条例制定審査特別委員会を開催。委員討論が行われる。起立採決の結果、条例制定に対し、賛成1名、反対8名となり、特別委員会として「否決すべきもの」と決定。

12月

- 6日◆第9回議会定例会にて条例案が否決。